

令和6年第8回安平町議会臨時会会議録

令和6年10月25日（金曜日） 午前10時00分開会

1 招集年月日 令和6年10月25日（金曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（10名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	7番 三浦 恵美子	8番 箱崎 英輔
9番 内藤 圭子	10番 高山 正人	11番 梅森 敬仁
12番 多田 政拓		

4 欠席議員（1名）

議席番号

5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 井内 聖
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	総務課長 岡 康弘
総務課参事 池田 恵司	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 奥田 浩司
税務住民課参事 佐々木 智紀	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 小坂橋 憲仁
水道課長 佐々木 貴之	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 村上 純一	

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	承認第1号	専決処分事項の承認について(令和6年度安平町一般会計補正予算(第8号)について)
日程第4	議案第1号	地番の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第5	議案第2号	町民センター改修建築主体工事請負変更契約の締結について
日程第6	議案第3号	令和6年度安平町一般会計補正予算(第9号)について
日程第7	議案第4号	令和6年度安平町水道事業会計補正予算(第3号)について

-
- 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

- 会議録署名議員
議長は、本臨時会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

1番	工藤秀一
10番	高山正人

会 議 の 顛 末

〔開会・開議 午前10時00分〕

◎ 議長あいさつ

〔議長起立〕

○議長（多田政拓君） おはようございます。第8回安平町議会臨時会のご案内をしましたところ議員各位並びに説明員の皆様方、国政選挙の忙しい業務の中お集まりいただきましてご苦労様です。本日の議事議案等を配布ございませけれども、慎重に審議をしていただくことをお願い申し上げてあいさつとさせていただきます。

会議の前にご報告します。5番田村議員から欠席の届け出がありますのでご報告します。また、教育委員会事務局永桶次長が公務のため欠席する旨連絡がありましたのでご報告します。それでは臨時会を開きます。

◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長（多田政拓君） 只今の出席議員数は10名です。定足数に達していますので、只今から令和6年第8回安平町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は先に配布のとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多田政拓君） 日程第1、**会議録署名議員の指名**を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第123条の規定によって

1番 工藤 秀一 議員
10番 高山 正人 議員 を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（多田政拓君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします、本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎ 日程第3 承認第1号

○議長（多田政拓君） 日程第3、承認第1号 専決処分事項の承認について（令和6年度安平町一般会計補正予算（第8号））についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 承認第1号朗読

承認第1号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和6年10月25日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和6年度安平町一般会計補正予算（第8号）について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第13号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年10月9日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和6年度安平町一般会計補正予算（第8号）について（別紙）

別冊、補正予算書をご覧ください。

専決第13号

令和6年度安平町一般会計補正予算（第8号）

令和6年度安平町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,059千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,809,228千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月9日専決

安平町長 及 川 秀一郎

それでは、令和6年度安平町一般会計補正予算(第8号)について説明いたします。今補正については第214回国会(臨時会)による10月9日解散10月27日投開票、衆議院議員総選挙などにおける選挙執行経費について専決処分により整理をさせていただいたものです。

それでは歳出から説明いたしますので6ページをお開き下さい。

2款総務費4項2目衆議院議員選挙費は、10月27日の衆議院議員選挙執行に伴う経費についてそれぞれ記載のとおり計上したものです。1節は選挙管理委員に係る報酬などを計上。3節は職員の時間外手当などの計上で、8節は選挙管理委員に係る費用弁償などの計上です。7ページにまたがる10節は投開票に係る事務消耗品などの費用で、11節は投票入場券の郵券料などの計上。12節はポスター掲示場設置・管理・撤去業務委託料及び投票用紙分類機データベース作成等業務委託料の計上です。13節は投票会場等の使用料の計上。17節は最高裁国民審査投票読取集計機を購入するもので、18節は投票所内の氏名掲示共同印刷負担金の計上です。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので、5ページをお開きください。16款国庫支出金3項1目総務費委託金は、今補正に係る充当財源によるものです。

以上、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1605万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億922万8000円とするものです。ご審議の上ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長(多田政拓君) ご苦労様です。説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。6ページをお開きください。6、7ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑がなければ歳出を終わり、歳入に入ります。歳入5ページをお開きください。5ページについて質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ歳入歳出の質疑を終わり、総括的な質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければこれで質疑を終わります。

次に討論に入ります。本案に対し反対の方の発言を許します。討論はあり

ませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから承認第1号を採決します。
本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって承認第1号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第4 議案第1号

○議長(多田政拓君) 日程第4、議案第1号 地番の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

[伊藤建設課参事挙手]

○議長(多田政拓君) 建設課参事。

○建設課参事(伊藤富美雄君) 議案第1号朗読

議案第1号

地番の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地番の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和6年10月25日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

早来大町156番地1の分筆に伴い、当該住所にあった公共施設の位置が変更となるため、この条例の制定について提案するものである。

次のページをご覧ください。改正条文の朗読を省略し、はじめに一部改正

の趣旨をご説明いたします。この条例改正は仮設早来中学校跡地を今後分譲地とすることに伴い、永年複雑な地番となっていた早来大町156番地1の分筆を行い主な公共施設毎に分かりやすく分筆を行ったものであり、これに伴い関係する4本の安平町条例により位置の改正が生じたため整理条例として一括改正すものです。

それでは新旧対照表をご覧ください。第1条関係の安平町地区集会所等条例についてはその第2条表中、安平町早来大町156番地1を安平町早来大町156番地37に改め、次のページ、第2条関係の安平町郷土資料館条例については、その第2条表中安平町早来大町156番地1を安平町早来大町156番地39に改め、次のページ、第3条関係の安平町児童館条例については、その第2条表中安平町早来大町156番地1を安平町早来大町156番地33に改め、最後のページになります、第4条関係の安平町ふれあい交流館条例については、その第2条表中安平町早来大町156番地1を安平町早来大町156番地33と改めるものです。附則でございますが、この条例は公布の日からの施行となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 複雑な地番の整理をしたというお話ですが、参考資料の図面をいただいて、青枠で囲われている部分での分筆なのかなと思っています。また、旧中学校仮校舎の番地の整理も行うということで、この中に156の32という数字を番地が変更になっていますが、ここは分譲地とされる場合はまた更に分筆をしていくということになるということですのでよろしいのかということと。

それから156の37に書かれているしらかば会館のところの図面等の青書きなのですが、しらかば会館の上をまたいでいるという感覚で整理されているという、この辺についての説明をいただければと思いますのでよろしくお願い致します。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） まず156番地32については、今後分譲に向けて

再度分筆が行われるようになってございます。

それと、しらかば会館があります156番地37、これをまたいでいるというのは156の2があるということでしょうか。あ、会館だけを分筆していないということでの質問ということで。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 図面上で見ると薄くてわからないのですが、しらかば会館の建物の中を番地としてえぐっているように見えるのですが、これは土地が所有者が違うという意味のことなのか、もともとこういう区切りだったのかわからないので教えてください。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 大変申し訳ございません。ここについてはもともともこういう156番地2という地番がありまして、会館自体は2つの、もともとであれば156の1と2の2つの地番の中に建設されていまして。これはどちらも町有地ということで所有者については一緒です。なので今回はあえてこの会館の部分だけを分筆するという事は行わないでおります。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） すみません、もう一度確認だけさせてください。この156の2というところの区画の食い込んでいる部分も町有地であるということ間違いなく確認してよろしいですか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 議員のおっしゃるとおり156の2も町有地です。この156の2についても道路の歩道の部分が入っていましたので、今回この赤線を引いていますように156の40というふうに、道路の区域になるように156の2についても分筆しています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑ありませんね。質疑なしと認め、次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第1号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第2号

○議長(多田政拓君) 日程第5、議案第2号 町民センター改修建築主体工事請負変更契約の締結についてを議題とします。提案説明を求めます。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○議長(多田政拓君) 教育委員会参事。

○教育委員会参事(佐々木英生君) 議案第2号朗読

議案第2号

町民センター改修建築主体工事請負変更契約の締結について

令和6年5月9日に議会の議決を経た町民センター改修建築主体工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和6年10月25日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

町民センター改修建築主体工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものである。

裏面をご覧ください。

記

項 目	変 更 前	変 更 後
1 契約の目的	町民センター改修建築主体工事	変更前と同じ
2 契約の方法	随意契約	変更前と同じ
3 契約の金額	547,800,000円	561,715,000円
4 契約の相手方	藤建設・島崎経常建設共同企業体 代表者 札幌市白石区栄通15丁目8番6号 藤建設工業 株式会社 代表取締役 工 藤 喜 作 構成員 苫小牧市沼ノ端中央1丁目1番24号 島崎建設 株式会社 代表取締役 島 崎 鶴 松	変更前と同じ

補足説明をいたします。今回の変更契約の主な要因につきましては中庭防水改修工事、断熱改修工事、ラウンジ改修工事の追加、その他項目・数量の見直しに伴う増減により変更前契約金額に1391万5000円を増額するものです。

なお、契約金額の増額に伴う予算につきましては、本件工事の入札執行による差金の範囲の中で実施するため予算の増額補正は行わず実施するものがあります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 本日、別冊で資料をいただいて確認させていただいたところなのですが、今回の1300万ほどの契約変更にあたっては当初予算の中に、当初設計の中でいろいろ確認が取れた部分が数多くあったのではないかと私は思っています。数字が上がってくるのは数量が上がったとか単価が上がったという形で上がっていくのはよくわかるのですが、当初見た時の見積もり段階での設計の金額の出し方はもう少し丁寧にやっていかなければいけないのではないかと思っています。特に増額された部分の工事内容については、当然最初から確認を取ればその数字を上げていかなければならないと思っておりますし、また確認不備というのが非常にいけない部分だと思っています。

また、金額が当初の予算の中に収まるからという話をされていらっしゃいますが、これ現実的に最初からそれであれば入れる必要性があったものは入れていけばよかつたのではなかったのかなど。これは普通の考え方ではないかと思うのです。設計の段階で入れていけばその数字内に収まるのであればそのような形にする、最終的に帳尻が合うという言い方はおかしいかもしれないが予算どおりの数字内に収まるからという説明の仕方、これはちょっと違うのではないかと思っているのですが、その辺について伺います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 只今高山議員よりご指摘いただいたとおり今回の設計変更については主な要因についてこちら側からの追加工事ということで、ここの部分については高山議員ご指摘のとおり当初設計に見込めるものについては日頃の確認不足も原因としてはあると考えています。

また、予算の範囲の中で収まるからいいという考えはございませんで、当然補助、起債等あるにしても一般財源というものは極力少なくしていく考えの下で行わなければならないと考えています。入札差金があったからどんどん進めていくという考えはありません。ただ、日頃の確認不足はあったかとは思いますが、この工事の機会に合わせてやらせていただくことによって将来的な負担も軽減できるとの考えの中から今回設計変更の提案をさせていただいたものです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第2号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第3号

○議長（多田政拓君） 日程第6、議案第3号 令和6年度安平町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 議案第3号朗読

議案第3号

令和6年度安平町一般会計補正予算（第9号）について

令和6年度安平町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり提出する。

令和6年10月25日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

河川維持管理経費の増額等により、令和6年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊、補正予算書をご覧願います。

議案第3号

令和6年度安平町一般会計補正予算（第9号）

令和6年度安平町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,350千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,812,578千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月25日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和6年度安平町一般会計補正予算(第9号)について提案説明をいたします。今補正につきましては、第1幹線排水路及び第2幹線排水路浚渫工事費273万9000円などの補正となっています。

それでは歳出から説明いたします、6ページをお開き下さい。

2款総務費1項1目一般管理費は、現職町議に対する弔慰金の支出などにより年度末までの町長交際費に不足が生じることが見込まれるため増額するものです。また、安平町長交際費の支出基準に関する要綱に基づく年度別交際費支出状況として、令和6年度は令和6年10月13日までを当日配付資料として提出しておりますのでご参照をお願いします。

8款土木費3項1目河川維持費は、8月27日及び30日の大雨以降、普通河川遠浅川及びフモンケ川の圃場で排水不良が発生したため浚渫工事を実施するものです。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので、5ページをお開きください。20款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は、今補正の財源調整によるもので

す。

以上、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ335万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億1257万8000円とするものでございます。ご審議の上ご決定下さいますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。6ページをお開きください。6ページで質疑はありませんか。

〔米川議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 一般管理費の交際費ですが、これ今の説明ですと年度末までに支出が不足する予定のため計上されたということで提案されたということですが、これ細かな数字が出ていますが、これ年度末までまだ5か月先までありますけどこれで収まるのでしょうか。確認のため質問しますけど、令和6年度の予算でこの交際費はいくらでしたか。合わせてご質問します。

〔岡総務課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課長。
- 総務課長（岡康弘君） お答え申し上げます。今年度当初予算で交際費の予算額については170万で計上しています。今回補正に至りましたのは、説明でもありましたとおり現職の議員の工藤議員がご逝去されたことに伴いまして、現職の議員が亡くなった際の弔慰金として38万円を計上したと、また供花も贈らせていただいたと。こちらは当初予算の170万の中では、申し訳ございませんが想定していないものでして、今後の支出が不足することから61万1000円の補正を組ませていただいています。なお、ご質問ありました内容、不足しないのかということですが、今まで過去5年間程度の推移を見まして今後発生しうる、例えばG1の競走馬の優勝の回数とか町長の各種会議、会費といったものも過去の実績から追い求めて十分に足りる金額だと認識しています。

〔米川議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 特別な予算として38万円計上されていると言いましたが、そうしたらその前の170万のお金はもう使い切ったということで、だか

ら61万1000円がここで補正で出てきたということなのですか。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 当初予算の中にこの弔慰金というのは、少し余裕をもって見ているつもりではいるのですが、現職の議員の方が亡くなられるという想定をしていなかったと。なのでこの170万の中から先にかというか予算の範囲内で先に38万円出したのですが、今後の支出の見込みが不足するというので今回補正になると。もともとは定例議会で補正するのが原則になるのですが、今回また11月直近に給与の補正も想定していたので、不足の場合はそこでと考えていたのですが、衆院選の突然の解散がありまして11月の補正が難しいこともあり、12月中の補正までに交際費の残額が不足するだろうという見込みで今回の臨時議会に上程させていただきました。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 170万の予算に対して38万の特別な支出があったというのはよくわかりましたが、そうしましたらこれまでに町長の交際費として支出している内容と金額を細かく、金額だけでなく支出先も含めて細かく開示していただけますか。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 今のご質問は交際費の住民に対する公開の関係かと存じます。こちらについては別にまた検討させていただきたいと思っています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 私も町長交際費の補正について伺います。現時点で168万8292円支出をしていると、もう残金が無いというお話でした。現実的には毎年毎年170万という基準で予算を立てたのではないのでしょうかね、首を振らなくて結構ですから、私の感覚で見た部分ですので首は振らなくて結構で

す。私は到底ここ最近、途中で補正を行って200万を超えているという状態におかれていることは承知しています。ただ正直なところ、まだ半年ちょいといったところで、よーいドンと言って170万もう無いよという話になりますと、これ本当にこの組み方で良かったのかなと。増やさなければならぬ理由として今回特別に現職議員が亡くなったという弔意の金額がありますが、残りはと言われると30万有る無しのお金、無いということなのですが。そのお金でこの後残りの期間を交際費で収めると。逆に言うとお祝い事が多かったらどんと増えて、亡くなる方も多ければそれだけまた増えるということになるわけで、だからこの66万1000円という数字が大丈夫なのかと。逆に言いますと。また補正をしなければならないのかという話になっても困るわなというのは現実だと思います。また使い道として、使い方として当然出さなければならぬものは出すということはわかりますけれども、これも町民の税金ですから掛ければ掛けたほど、我慢すればしたほどというところはあるかと思えます。対外的なこともやらなければならぬのが現実ですから。ただ、やることは悪いと言っているわけではないけれども、細かなことはしっかりと皆さんに開示していただきたいというのは米川議員がおっしゃったとおり、私どももそこは皆さんに公開すべきであると考えて私は思いますので、その辺について伺います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 議員おっしゃるとおり、趣旨から言うと170万毎年計上しているけれどもこういう補正が続いていると。もともとの見方が甘いのではないかというご質問が1点かと思えます。交際費の性質は当該団体の利益のために町長が代表して外部と交渉するための経費だということで、その趣旨からいたしまして一般的にその団体の町が必要なために消費をするということですので、予算計上にあたりましてはその範囲とか額については必要最小限にこれを留めるべきということが基本とされています。ですから過去の実績で上がったのでそれを予算上で上げていくことも必要なのでしょうけど、姿勢としてこの170万という長く同じ当該額で来ているのですが、これを守りながら、高山議員がおっしゃったように不測の事態があった時には補正等で対応させていただいているのが実情かなと思っています。また、予算上の措置として大丈夫かということですが、例えばご祝儀、G1のレースとかお花のご祝儀については、年末まで10週程度あるのですが、ここで9勝ぐらいするとか、少し幅を持たせて対応しているつもりです。本当に足りないと言われると、また何か不測の事態が発生した時には申し訳ございません、追加でやらせていただく場合もあるかもしれませんが、我々としては少し幅を持たせて補正を組ませていただいているという実情です。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足させていただきます。先ほど170万基準かという形でしたが合併当時は最初300万で、これらの部分で議会の中でもう少し精査すべきという実績に基づいた中で170万に落ち着いてきたということですので、あくまでも予算組む時に170万の基準をもとにこの行事がどうのこうのということではなくて、先ほど総務課長が言いましたとおり、その行事等祝い花等が増えればこの金額より補正が出てくる可能性があるということです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） まあそんな基準なのかなど。わかりました。じゃあ他のことで。これはいろいろ何に対していくらという項目等は当然基準があるとなっていると思うのですが、正直なところそれ私どもにデータがあるわけではないのでどこでどれだけ基準がこうなっているという、今回の現職の議員の弔辞のために38万円という金額が成り立っていると出すというこの基準すら僕らもわかっていないものですから。その中身について開示ができるものであれば、こういう基準でこれまでを出しますという基準が僕らにも教えていただければと思います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 今回、当日配布資料でお出しした支出の基準という、ちょっと小さい字で申し訳なかったのですが、こちらが今回我々としては基準として出している、例えばG 1 レースで優勝した場合の花については町長判断により送りますとか、お祝いにかかる経費は1万円以内にするとか、こういった基準ルールに基づいて私どもは運用しているということですが、それ以外に慶弔の扱いは我々内規というか合併の時から両町で行っていたものを擦り合わせして新町としてこうしていきましょうというものを改正しながら手持ちとして持っています。こちらの開示ということであれば、私の方では詳細にお答えできないので、すみません。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今総務課長が説明した基準だったり内規、この内規も私が町長になってから様々な、例えば先ほど高山議員が言われた葬儀に参列する、これ町外だったり国会議員のお父様が亡くなったりとかもありました。そういう時の花を出す基準とか内規はあったのですが、安平町では出していなかったものが他の町全部出ていたとか、そういった時には次回からこうしようだとかという形で内規を現状にあった形で見直しをしてきています。近隣の首長だったり議長が亡くなったといった時も合わせてですね。そういったところは内規で定めていますが基本的な基準はありますので、そういったものを議員さんに資料として開示するというのは逆に必要なのかもしれないので、今ご意見いただきましたので開示できるような形で対応していきたいと思えますし、1件目のご質問の米川議員もおっしゃっていた、例えばホームページにおいての町長交際費の公表は、今議長の部分は既にやられているので、私としては特にやって、やる方が逆に良いのではないかと考えていましたし、他の自治体を見てもPDFで毎月出しているところもあれば3か月ぐらいに区切って公表しているところもあれば、1年間分公表しているところもありますので、そういった事情を参考にさせていただきながら新年からになるのか年度変わりからになるのか、そういったところの区切りのいい段階でホームページで公表する形を考えていきたいと思えます。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） わかりました。じゃあ開示はされる意向の流れではあるのだらうなと思えます。私わからないのは、道内選出の国会議員さんの政経セミナー及び資金パーティ。これ今非常に話題の問題で、選挙も大変なところに来ているかと思うのですが、この辺について交際費として出すべきものかどうかについては非常に抵抗感がありますので、この辺についてどのようなお考えなのか伺います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） お答え申し上げます。まず実施の状況としては交際費にて政経セミナーですとか各党の、いわゆる政治資金パーティへの参加について公費で対応しているというのが現状で、令和6年1月以降の現状としては立憲民主党議員1名、自民党議員はこれは11月に開催される予定のものも含めて3名、新党大地1件、北海道知事1件の11月末までの予定として計6万円の支出を予定しているところです。

こちら北海道胆振東部震災後の復旧復興に向けた陳情活動の中で野党・与党の垣根なく多数の政治家の皆様のご尽力があった、そういったご恩やご縁を今後の町政につなげていこうということから北海道選出議員などのセミナーに町長が参加をしているわけですし、これらは全て行政執行上利益のために自治体を代表して外部と交渉しているというものでして、現在会費については交際費対応としているのが整理です。

○議長（多田政拓君） 他に。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 高山議員からお話があったとおりに今大問題になっているここに支出しているというところで、本日当日資料で出されて驚いたのですが、これ出すことは問題なのではないかと思うのですよね。なんで総選挙が行われているかって皆さんご存知ですよね。我々の日本共産党の新聞赤旗が2022年11月に、これ自民党5派閥の政治資金パーティをめぐる疑惑で裏金問題が明らかになった。政治資金パーティ自体がどうのというよりここをかい潜って抜け道になって裏金を作ることをしてきたということが明らかになって、これの怒りの声で衆議院選挙が行われているわけで。安平町民もこの問題については結構怒ってらっしゃっていて、この数か月でこの企業・団体献金や政治資金パーティの禁止を求める署名も200筆を超えて集まっています、提出しています。この問題、今話したとおりに抜け道になっているここに公費で支出すると。地域課題の解決や町民の利益のためにやっていると言っても町民理解が果たして得られるのかって私は思うのですよ。ここは公費で支出、公人として出すということは自民党、結局は収支報告書に記載していなかったわけですから税金を払っていなかったのですよ、脱税ですよね。これに公人として加担することは果たして良いのかと思うのですが、そこら辺はモラルの問題もあるかなと思うのですが、今後明細をしっかりとホームページ等に出されるということを検討するとおっしゃっていただいたのですが、果たしてこの関係の問題、町民理解が得られるのかすごく疑問なのですが、そこら辺の認識は今後も支出予定とおっしゃっていましたがその認識をお聞かせ願いたいのですがお願いします。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） これを公費で対応するかどうかという最終的な判断は町長ですので、私からはその考え方については申し述べることはできないの

ですが、一般的な部分として政治資金規制法、受ける側の政治資金パーティの会費について自治体の公費支出を禁止するという規定が無いということ、あと平成18年にいろいろこの問題は今回の件が起きる前から公費支出の是非については住民の監査請求等がなされていると存じ上げていますが、平成18年12月にありました最高裁判決等では支出額に妥当性があれば会費の公金支出を基本的に容認しているというのが基本的なスタンスでして、これに基づいて支出をしているところです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 考え方は総務課長さんからは言えないというのはわかるのですが、町長からのお考えがお聞きできないのかということ。法規制が無いからと言ってやる、これ町民に聞いた方がいいと思うのですよね。町民が私たちのためになるからぜひ町長やってくださいって、例えば言ったとしたら妥当性があれば使って使った先の方がどうするか決めるからいいんだみたいな感じでは町民理解、私個人としては理解が得られないのではないかと考えているのですよね。なおかつ町民課題の地域課題の解決のためとおっしゃって説明を受けたのですが、政治資金パーティに支出しているということは思いっきり政治色が出ているものだと思うのですが。去年の令和4年度の決算委員会の質疑で私原水禁の世界大会に首長としてメッセージを寄せていただいていないのですがどうしてですかと聞いたところ、政治色の強いものは行わないとご答弁いただいています。政治色強いと判断を町長がしたらやらないんだなって、メッセージを寄せる一つもやらないんだなと私思ったものですから。それで政治資金パーティに各政党に出していると言ったらちょっと整合性も取れないし、どう今後町民に理解していくのかなって思うのですが、そこら辺担当課というよりご本人の考え方で支出するかどうかを考える、決めるとおっしゃっていたから本人から聞きたいなど。町長として必要だと考えたら自分の費用で、自費で出すのだったらちょっとは理解できなくてもないけれども、これも本当はやめた方がいいとは思いますが、そこら辺の考え方、町民の方に説明いただけたらと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） この問題は全国的にも訴訟案件だったり住民監査請求にも出て、ホームページを見てもいろんな形でこれまでも取り上げられている課題だと認識しています。私も町長になってから慣例を引き継ぎながら自費で政経セミナーですね、政経セミナーの中に小さく政治資金パーティと書

いていますからそういった認識はありますが、あくまで政経セミナーで、例えば飲食を伴うような政経パーティ、北海道内ではほぼないと思うのですが、そういったものにはなんぼ基準があったとしても行く考えはありません。私は政経セミナーに行きながら、先ほど総務課長も説明しましたが北海道胆振東部地震の時には政党関係なく現地に入っただいて、今なお震災の時に合わせて振り返りということで今年も多く国会議員の方にお会いさせていただきました。そういった現状の安平町の状況だったり、道議会議員の方たちも政経セミナーには多く道内からも首長さんも集まりますので、そういった時に様々な交流をさせていただいたり現状をお伝えさせていただき、また自分としては個人でやっているSNS、フェイスブックでも情報を政経セミナーに行ったことの発信もさせていただいています。全国で問題になったのは例えばある特定の政党に偏って、政経セミナーだったり政治資金パーティに出席をする。また例えば本人、町長・市長が出席しないのに会費を送金するとか、それは寄付に当たると僕はそう思っています。ですから自分が行けない時には欠席をして祝電を打つといったこと、逆に副町長に代わりに行ってくれと頼んだこともそこはありません。ただ、年間10件前後でずっと過去5年間ぐらい来ていたと思います。コロナ禍で減った前後ありますが、年間数万から10万近いお金を町長の給料、報酬。家計から出さなければならぬものかと考えた場合に、そうではなく町のために様々な要請活動だったり要望活動、そこと同列と私は考えて仕事として行かさせていただいていますので、そういった観点から私は、今まではそうでしたがこの今年の1月からまさしく先ほど三浦議員が言われたように、この政治資金が問題になって裏金問題だったり、そういったところを取り出された時期、そこでのろんな自治体だったり過去の事例も調べながら私としては政党に偏らない、ご案内が来たらそこには行っていますので、そういったことを公平にやるということでは当然先ほどの違法性だったり疑義は安平町のやっている動き、私が行っているやり方でいけば問題が生じないだろうということで要綱の一部を改正していただいて道内選出議員に限ったり、当然知事は道政のトップですからそういったところも含めて、比例代表の方が多くなると思いますが安平町に関係する道内選出議員の方の政経セミナーには行くような形で整理をさせていただいたところです。あと、前回公用車の質問もいただきましたが、公用車利用はどこの首長さんも行っているので私も使わせていただいています。ただ、お葬式もそうですが、例えば札幌市でお葬式があっても今回の政経セミナーがあっても、出張命令は事故の関係もありますから書きますが、旅費はいただいけませんので、そういったところでの考え方、一般的な出張とはやはり同一ではないだろうということも踏まえてそういった整理を自らさせていただきながらこの場の対応をしてきているところです。ですから逆にこういった裏金問題になっているからこそ、個人、私がやるのが例えば行かないのに多額、1口ではなくて2口も3口もそれで

あれば寄付に当たるということも問題になると思っていますので、私はあくまで安平町長としてこの名札を付けて政経セミナーに行って安平町のお世話になっている方たちとご挨拶をさせていただいておりますので、そういったところにおけば安平町において仕事の一環で、安平町の有益なことに大きく寄与するという考え方で対応を今年からさせていただいています。ただ、今後こういった問題が国政化になって今回も衆議院解散、今も取り沙汰されておりますので、今後こういった政経セミナー、政経パーティ自体が縮小、もしかするとそういった形は無くなっていくのかもしれませんが、そういった推移を見ていきたいと思っていますが、出している自治体もありますので、全国的な動きも情報収集しながら今後の対応についてはまた考えてみたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） この問題何が問題かって、今町長は飲食を伴うものには出ていないとおっしゃっていましたが、問題はここなのですよ。飲食を伴わなくて会場費もそんなにかからない。水1本すら出ないようなパーティで会費を取る。そしたらそれはほとんど経費が無く、まるっとそれを団体に行くわけですよ。団体から個人議員にも落ちていくわけですよ。ノルマが達成以上になったら落ちていくわけですよ。それを収支報告書に書いて税金を納めていけば裏金ではなくて問題はないのですよ。でも、それを書かずにいた道内選出、うちも3名の方出ましたけど。1人は今9区で大問題になっている方で、検挙もされて立候補も議員辞職もされ立候補も止めたという大問題になっていて、この9区から。でも良識的な範囲だし地域のためだからやるって。ここはすっきりこの問題も出ましたし、しっかり精査して出席はしても公費から出すことは町民にお話説明できないから止めますっておっしゃっていただかないと納得もいかないですよ。ここ4年間、毎年この交際費に関しても増額しているのですよ。昨年も12月19日に56万4000円が補正されていますよね、201万1216円決算額で出ているのですが。増えるかもしれないしどうのって、じゃあ政治資金パーティが増えたらたくさん行きますしっていうことになったら私たちの税金どうしてくれるんだって、町民の理解は得られないと思うのですよね。ここで出すんだじゃなくて、自分の自腹で払える範囲でお付き合いで行きますってそれはまだ百歩譲っていいかもしれませんが、自腹でこれは切るものではないから公費から、町長交際費から出すんだよって。脱税していたという事実は町民も怒っているのですよ。私たち物価が高くなって生活していくの、お米を買うのも大変だって皆言っているのに、かたや信じて投票した道内選出の議員さんたちは2000万、3000万って裏金を作っていたということに町民は怒っているのですよ。それに対

して加担していると思われても仕方なくなってしまうので、そこ町民に説明できるのでしょうか。できればこれ、もう公費から出しませんと言っていたきたいのですが、いかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 現在国政で起こっている裏金議員と言われている問題。当然この9区もそういったことで問題化されて今注目を浴びているのは承知しております。この基準を整理したのは昨年12月です。先ほど答弁したようにそういった経過も含めながら、逆に個人的に自腹でということではなく町を代表して行くということの方が、そしてそれを開示していくという方がより透明性が高いしクリーンではないかなとは思っています。その問題等辞職された議員もおりますが、そういった方たちがきちんと収支報告を出したり、法に基づいた手続きをしていかなければならないという問題ということと、安平町が様々な理由で交際費を出したり、またコロナ禍で令和2年3年とか、そこは行事だったり機会が減ったということで交際費も連動して減っている部分がありますから、ことさら今が増えてきたということではありませんし、安平町は今様々な動きをしていますから当然交際費を使う機会も多くはなってきました。しかしながら、そこを無制限に使っているわけではなく必要最小限に留めてやっているのも事実ですので。そういったところ、まだ状況を公表していないこともありますから一覧表だったり、過去のものについては年単位で少しまとめて、当該年度については各月単位で細かく公表している市や町もありますので公表をまずさせていただいて、町長交際費の使い方が何か町民から指摘をされるようなことがあるのであれば今ご指摘のような公費から出さないということも、それは多くの町民が言うことであれば再度、今回見直したばかりですが、そこは再考しなければならないかなと思いますが、今の現状でいけば適正に、そういったところの説明は安平町の場合については、特定の政党のみに行っているわけではないというところが、そういった意味では一番公平性を担保しながら行っていると考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今の議論を聞いておりますと、私パーティ含めて私の政党の議員との絡みも含めて中身的になぜやるのかということも議論して

きていまして、要は金集めなのです。なんぼ町長かっこいいこと言ったってね、なぜ議員やるかというたら金集めなのですよ。そこでなぜ金集めをしなければならないのかということなのです。議員からすれば、野党にすれば権力持ちませんから。それは自らの選挙において足りない選挙区がパーティを開いて皆さんからの協力を得ながら開いてお金をいただいているというのが現状でして、私自身もいろいろな我が党の議員のパーティには行きます。それはもちろん自費ですよ。党支部からお金を貰って行くわけではありません。それで私は、もうそういう古い体質の政治を変えて、いわゆる議員の金集めのためにパーティに行く、それが町民のためになるとかならないとかっていう、それは賛否両論ありますよ。それは権力側が持っている、先生の所に行っただけでいいってやれば、よく来た安平町かわいいやっちゃよしよしというのはあるかもしれませんが、それは。また、逆に野党側に行ってもいろいろな与野党の駆け引きの中で、安平町のためにやってやるかという部分もあることも事実です。しかし、もうこういう古い体質、政治資金、金集めに我が町は関わっていかないという強い判断を持って止めよう。それが金持って行かなかつたら町民のためにならなくなるなんてことはないですから別に。そこはしっかりと粛々とやって行って、町長も国会に上京されていろいろな説明会ありますから、その中できちんと説明すればいいだろうし、私のパーティに来なかったからあんたを弾くというような与野党の政治家なんていませんよ。来たらちゃんと与野党の政治家も会ってくれますし。私、党が違って自民党の国会議員の先生に陳情行ってもちゃんと会ってやってくれているのです。そんな意味で、町長もうこれだけ第50回衆議院議員選挙がこの問題で大きな争点の中でやっている中で、もうここから脱却して安平町としてはそんなところには行かないという判断を私は町長に求めたいのですが、いかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 只今の小笠原議員のご意見だったりご指摘は、非常に重たい内容だなと思って今聞かせていただきました。ですから細かな支出の云々、祝儀だったらいいとか会費だったらだとかそういったことではなく根本の問題ですよ。ですから私もそういったところを矛盾に感じていた部分もありますし、胆振東部地震から5年の節目を終えたということもあって私は実費を出してまでという思いも個人的にあった部分もあります。ですから今のご指摘も踏まえて、今後もう行くと回答している部分もありますが、新たに来る政経セミナー、資金パーティの考え方がどういった案内の内容でくるのか含めて精査をさせていただきながら、それに見合う内容になっているか。そこまでは排除できないと思いますけども、先ほどのご指摘の例えば資

金集めだけといった従来型の政経パーティということであれば公費の支出を止めるべきではないかというご意見を踏まえて再度熟考したいと思います。意に沿う、今日複数人の方からご指摘いただきましたので、そこを十分に考えながら最悪どうしてもいかなければならない場合は自費で、そして基本的には行かないということができないか。そこをちょっと熟考していきたいと思います。もう少しそこはお時間いただければ。今回の補正予算の内容については先ほど説明した大きな金額が弔慰金として出たところの不足です。今後当初予算の見方についてもきちんと実績ベース、今の政経セミナーの会費を抜いたとしても増加傾向にありますので、そこは当初予算に補正補正とならないように、そこら辺は来年度予算についてもご意見をいただきながら予算編成時にまた検討させていただければと思っています。よろしくお願いいたします。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 先ほど高山議員の時に基準がなくて300万というお話をしましたが、19年度の決算で322万6548円が出たと。その時は今回と同じように名誉町民のご逝去による支出という形です。以上、訂正します。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 今更なのですが、今回現職の方が亡くなるということは減多にあることではなくて、そういう弔慰金という形で38万円と先ほど説明があったのですが。弔慰金というものが町長の交際費からそもそも出るものなのかという基準の内規というのですか、それは町の内規で決められているということになるのでしょうか。交際費という名前と弔慰金という名前が私は聞いてそぐわないと思ったので、そういう決まりがそもそも安平町の内規に決められているということなのか質問したいと思います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） まずこういった弔慰金の支出項目として10節、科目として交際費というもので支出するというのは、これはどの自治体も一般的かと存じます。

安平町の場合は安平町長交際費の支出基準に関する要綱を、こちらは例規類集といってホームページでも見ていただけるこの要綱の方で定めていますので、内規というのはその金額についての詳細な計算方法は内規ですが、基本的にその項目についてはこの交際費から出すと決められて公開しているというものです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり歳入に移ります。5ページをお開きください。5ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めます。それでは総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。反対のご意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第3号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（多田政拓君） 日程第7、議案第4号 令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 議案第4号朗読

議案第4号

令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第3号）について

令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和6年10月25日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

水道施設改修費の増額により、令和6年度安平町水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書に基づき説明します。最初のページをご覧ください。

議案第4号

令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度安平町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額「75,503千円」を「84,633千円」に、減債積立金「24,690千円」を「33,820千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

令和6年10月25日提出

安平町長 及 川 秀一郎

第2条は支出の第1款資本的支出において水道施設改修工事費913万円を追加し、資本的支出の総額を1億4448万1000円とするものです。

それでは今回の補正予算について2ページの令和6年度安平町水道事業会計補正予算事項別明細書第3号により詳細をご説明致します。

資本的支出1款1項1目配水設備改良費3節工事請負費につきましては、旧追分浄水場のろ過装置逆洗ポンプの故障により工事費の増額補正を行うもので、このポンプは通常2台の交互運転によりろ過装置の逆洗を行っていますが、1台が故障し現在は残る1台により運転している状況となります。安定した給水を行うためにも、これまでどおり2台の交互運転が望ましいことから今臨時会において工事費の補正を提案させていただくものとなります。なお、追分浄水場は平成28年度に更新が完了しており、今回更新するポンプにつきましては旧追分浄水場のろ過装置逆洗ポンプとなるわけですが、これは集中豪雨などにより取水している河川の原水濁度が高くなることから現在も前処理として併用している施設となります。

ページを戻り1ページ、令和6年度安平町水道事業会計補正予算実施計画第3号につきましては、これまで説明いたしました補正予算額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますよう、よろしくお願い致します。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。本補正については補正予算書第1条総則から第2条の資本的収入及び支出まで一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 今説明を受けました逆洗のポンプの更新ということで、前処理だということですから、当然もう1機との交換をしながらやっていかないとならないということなのですが。その機械って弁だけで維持できるものなのか。耐用年数から言って結構数字的には長いので、弁自体を変えるのではなくて本体を変える時期が迫っていないのか、どうかそこだけ教えてください。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事

○水道課参事（谷村英俊君） ポンプ自体の年数は今46年経過してしまして老朽化はしております。弁、ポンプ自体を更新するものにはなりますけど。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 今聞いているのは弁を交換するとなっているから、本体自体が40何年も経っているといったら、これ自体もいずれかすぐ取り替える方向に向かっているのかどうかね。

○議長（多田政拓君） 交換するのはポンプ本体という説明。

○10番（高山正人君） 本体のことを言っているのですか。

○議長（多田政拓君） はい。だというふうに聞いています。

○10番（高山正人君） そこがわからなくて。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 申し訳ありません。弁ではなくてポンプ本体を更新するというものになります。2台交互のうち1台が壊れましたので、その壊れた1台について今回更新工事をさせていただきたいというものです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第4号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎ 閉会宣告

○議長（多田政拓君） 以上をもちまして本臨時会に付された案件の審議は全て終了しました。会議の議事運営に特段の協力を賜り厚く御礼を申し上げます。それでは令和6年第8回安平町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午前11時16分

会議の経過を記載してその相違ない事を証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____